

# 天城町農業委員会 10月定例総会議事録

1 開催日時 令和 4年 10月 17日 (月) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 17名

| 番号 | 集 落  | 氏 名   | 番号 | 集 落  | 氏 名   |
|----|------|-------|----|------|-------|
| 1  | 与名間  |       | 11 | 平土野  | 里村 清志 |
| 2  | 松原西区 | 中島 正博 | 12 | 兼久   | 禎村 和志 |
| 3  | 松原上区 | 政 弘幸  | 13 | 兼久   | 平野 勝哉 |
| 4  | 松原上区 | 麓 福太郎 | 14 | 兼久   | 中磯 朋美 |
| 5  | 前野   | 富山 良一 | 15 | 瀬滝   | 田原 廣秀 |
| 6  | 岡前   |       | 16 | 瀬滝   | 奥 好生  |
| 7  | 浅間   | 榮 徳男  | 17 | 当部   | 岩元 聡  |
| 8  | 浅間   | 勝尾 真一 | 18 | 三京   | 若山 秀也 |
| 9  | 天城   | 吉川 貴也 | 19 | 西阿木名 | 仲 公男  |
| 10 | 天城   | 貞山 博一 |    |      |       |

4 欠席委員

1番 前田 真智子 6番 小林 耕作

5 事務局 3名

| 番号 | 役 職  | 氏 名   | 番号 | 役 職 | 氏 名  |
|----|------|-------|----|-----|------|
| 1  | 事務局長 | 芝 健次  | 2  | 係長  | 城 光寿 |
| 3  | 主事   | 中島 大地 |    |     |      |

6 参加者 1名

| 番号 | 所 属 | 氏 名    |
|----|-----|--------|
| 1  | 農政課 | 高峰 美奈子 |

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第24号 農業振興地域整備計画の変更申請について
- ・議案第25号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第26号 農地法第4条許可申請について
- ・議案第27号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第26号 非農地証明願いについて

(3) 報告事項等

(次第書) 令和4年10月17日(月) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。  
定刻になりましたので、定例総会を始めたいと思います。  
会長、よろしく願いいたします。

会長あいさつ 仲会長のあいさつ(あいさつ後着席して定例総会に入る。)

\*本日の定例総会に、(2)委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は17人です。よって本定例総会は成立いたしました。

これから、令和4年10月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、本日の日程に入ります。

---

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、政委員、麓委員を指名します。

---

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

---

日程第3 議案第24号天城農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号90番の説明を求めます。

(事務局の説明)

詳しくは、農政課の担当が見えていますので、質疑の中でお願いしたいと思います。

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

申請番号90番について、貞山委員、里村委員お願いします。

貞山委員

申請番号90番について説明します。場所は参考資料の1ページをご覧ください。既存の牛舎の横に増築ということで要望があがってます。境界等もはっきりしていて何ら問題ない

と思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑があれば農政課担当職員に答弁を求める。

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号90番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号90番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この議案は、許可意見として町に答申します。

---

日程第4 議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に、申請番号91番から93番の説明を求めます。

(事務局の朗読および説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。  
順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。

申請番号91番について、富山委員をお願いします。

富山委員

申請番号91番について説明いたします。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。場所については、農免道路を轟線に向かって走りますと岡前入口があり、岡前入口から800メートルほど山手の方に上っていくと左手の方にあります。畑総も入っていて、現在きびが植えられています。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号91番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号91番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号92番について、担当委員の調査報告を求めます。

禎村委員お願いします。

禎村委員

申請番号92番について説明いたします。譲渡人と譲受人はいとこということです。参考資料3ページをお願いします。美名田のT氏倉庫の横にあたる場所です。1筆は原野化になっているようですが、本人がユンボで整地する形だそうです。境界も何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号92番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号92番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号93番について、担当委員の調査報告を求めます。

富山委員をお願いします。

富山委員

申請番号93番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子です。参考資料4ページ、5ページをご覧ください。今回は贈与とのことで申請でした。後日現場を見に行きました。ほとんどキビと草が植えられて、畑総地帯でした。西部里だけが集落内にありますが境界ははっきりしていますので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号93番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号93番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第5 議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号94番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

富山委員、小林委員お願いします。

富山委員

申請番号94番について説明いたします。前回計画変更願いがあがっていたものですが、先日、事務局と現場を確認しましたが何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。



(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号94番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号94番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

---

日程第6 議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号95番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

里村委員、貞山委員、お願いします。

貞山委員

申請番号95番について説明いたします。参考資料7ペー

ジをご覧ください。前回申請あがったので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号95番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号95番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

-----  
ここで議長職を中島会長代理と交代します。

(議長交代)

(中島会長代理)

日程第7 議案第28号、非農地証明願いについてを議題とします。  
事務局に、申請番号96番について説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、担当委員の調査報告を求めます。  
平野委員、禎村委員、仲委員お願いします。

平野委員

申請番号96番について説明いたします。この場所は3年前ぐらいに台風で家が飛ばされて、南側の家は実家になるのですがその北側に家が建ってます。その家の外壁部分になってます。一段ぐらい上がっておりその東側が崖みたいになっているので耕作はできないと思います。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号96番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号96番は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

ここで議長を仲会長と交代します。

(議長交代)

---

日程第8 諸報告を行います。お手元に配布してありますので、お目  
(仲会長) 通し願います。

次に報告第1号、6月定例総会で許可した農地法第3条の許可指令書について、取消し願いが提出されましたので、これを受理しています。

報告第2号、9月定例総会で許可意見として、県常設審議委員会に諮問していた農地法第5条、1件は許可されました。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議事項等ありませんか。

(協議事項、意見等)

事務局より連絡等ありませんか。

(事務局からの連絡等)

他に、質疑、意見等はありませんか。

(「特になし」の声あり。)

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和4年10月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 13 時 55 分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 政 弘幸 印

署名委員 麓 福太郎 印